

ドライブレコーダーに記録された画像の提供に関する協定書 (案)

大府市（以下「甲」という。）、大府商工会議所（以下「乙」という。）及び東海警察署（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が管理する車両に搭載されたドライブレコーダーに記録された画像（以下「画像」という。）を、丙に提供する際の協力事項を定めるとともに、甲、乙及び丙が、ドライブレコーダーを活用することにより、安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、犯罪、交通事故又は市民の安全を脅かす事案が発生し、当該事案の解明のために丙から法令等の規定に基づく依頼があった場合は、画像の提供並びに保存に協力するものとする。

2 甲及び乙は、日常業務を通じ、ドライブレコーダーを活用した防犯及び交通安全活動を推進するとともに、丙は、当該活動が効果的に行われるように協力するものとする。

3 乙は、乙の会員に対し、本協定締結の趣旨を周知し協力を要請するものとする。

（秘密の保持）

第3条 丙は、本協定の運用に際して、正当な理由なく業務上知り得た個人情報をみだりに他に洩らしてはならない。

（関係法令の遵守）

第4条 画像は、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）、大府市個人情報保護条例（平成17年大府市条例第3号）その他の法令等を遵守のうえ、取り扱うものとする。

（期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から適用し、有効期間は1年とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも申し出がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月8日

甲 大府市

大府市長 岡村 秀人

乙 大府商工会議所

会長 木村 勝昭

丙 東海警察署

署長 小川 晃夫